

川内原子力発電所 1, 2 号機 長期施設管理計画について

○長期施設管理計画は、原子力規制委員会から認可を受けた運転期間延長認可申請における特別点検結果、劣化状況評価結果及び施設管理方針をもとに策定した。

○また、運転期間延長認可申請の内容に加え、以下の内容を追加し策定している。

- ・製造中止品等に対する管理（サプライチェーンの管理）

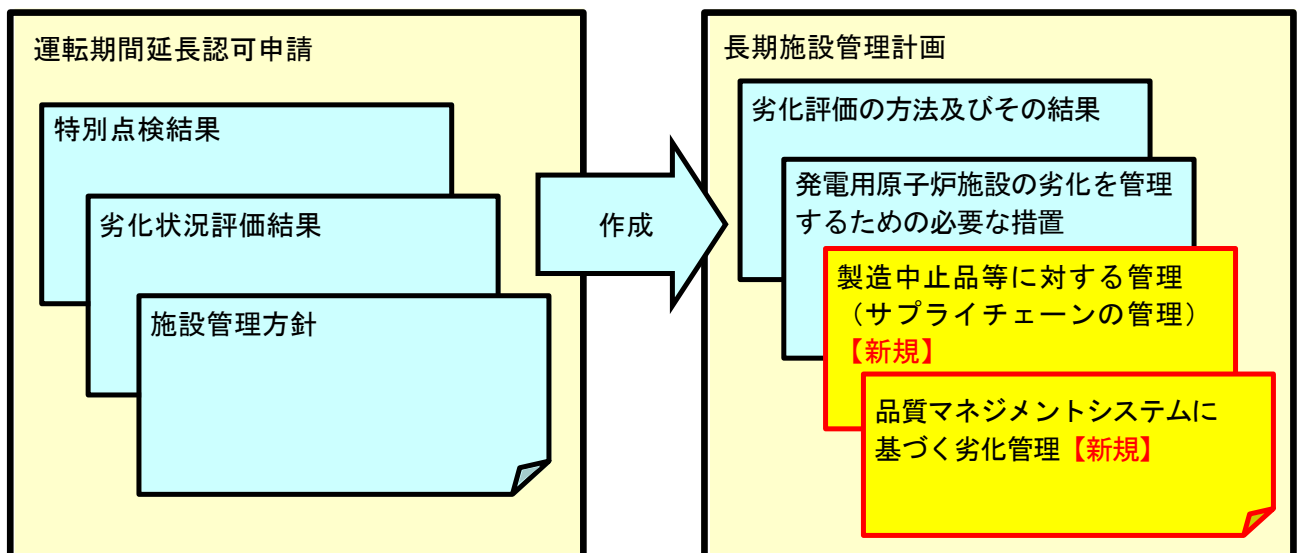
発電所の機器や構造物の機能を維持するため、製造中止品等に対する管理として、メーカーや他の電力会社と情報共有し対応策を検討するなどの措置を定めた。

- ・品質マネジメントシステムに基づく劣化管理

原子炉施設保安規定に定めている品質マネジメントシステムをもとに、劣化管理に係る点検、評価及び追加する措置などの一連のプロセスを定めた。

○なお、原子炉等規制法の施行時点（2025 年 6 月 6 日）において、川内 1, 2 号機の運転期間が異なるため、以下の期間の長期施設管理計画を策定した。

- ・1 号機（施行時点 40 年経過）：施行日～運転開始 50 年到達までの期間
- ・2 号機（施行時点 39 年経過）：施行日～運転開始 40 年到達までの期間



【記載内容のイメージ】